

無料低額診療事業をご存知ですか？

2019/8

日本では国民皆保険制度が施行されていますが、近年、貧困の問題が深刻化し保険料の支払いが困難なために、医療を満足に受けられないという事態が発生しています。「無料低額診療制度」は、そのような状況にある低所得者や特殊事情により医療を受けにくい者に対し無料、もしくは低額で医療行為を行う制度です。

予想される主な利用者層は、無保険者（国民健康保険料が高額な地域）、不定期労働者、外国人労働者、DV 被害者、人身取引被害者など多岐にわたると考えられています。

無料低額診療は、利用できる期間が限られており、貧困層の患者を救済する一時的なものです。社会復帰に向けた足掛かりになったとしても、国民健康保険料の引き下げや生活保護基準を引き上げるなど制度上の改善が根本的な問題解決のためには必要です。

無料低額診療の医療費は利用者の窓口負担分を医療機関が負担します。国や自治体による財政補助はありません。実施医療機関には利用者の割合に応じた固定資産税の減免といった税制上の優遇がありますが、小さな医療機関では優遇効果が少ないため、持ち出しによる負担が大きく今後、無料低額診療事業を拡充させるためには、医療機関間での格差是正が必要になるでしょう。

行政側は無料低額診療事業が強制ではなく、あくまでも届出制であり、国内の社会資源の一つとしてとらえているため、積極的な周知や他の医療機関とのネットワークに乏しく、患者の紹介といった連携も取れていないことが多いようです。情報が無く医療を受けるすべを知らずに困っている患者を救うためには、点と点を繋ぐネットワークを整備し、柔軟な対応が不可欠です。そこには、まず、各自治体が一体となって動くことが前提と考えます。

《戸田市近郊での無料低額診療事業を行う医療機関》

- | | | |
|-----------|---------------|--------------|
| ・ 川口診療所 | 川口市仲町 1-36 | 048-252-5512 |
| ・ さいわい診療所 | 川口市中青木 4-1-20 | 048-251-6002 |
| ・ 埼玉協同病院 | 川口市木曾呂 1317 | 048-296-4771 |